審査基準

平成21年4月1日作成

法 令 名: 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関 係法律の整備等に関する法律

根 拠 条 項: 第67条第2項

処 分 の 概 要: 特例財団法人の吸収合併契約の承認に関する手続の承認

原権者(委任先): 青森県知事

法 令 の 定 め: 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任

し、及び補助執行させる規則第13条(警察本部長の補助執

行)

審 査 基 準:1 当該手続において吸収合併契約の承認は総理事の4分の 3以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない

ものとされていること。

2 当該手続において公正性及び透明性が確保されているこ

と。

標準処理期間: 1か月

申 請 先: 申請に係る法人の所管課

問い合わせ先: 青森県警察本部警務部警務課 017-723-4211

備 考: 目的とする事業が複数の都道府県の区域にまたがる警察関

係特例民法法人に係る申請については、警察庁において事務

を取り扱う。